シリーズ人権教育　第１２３回

人身取引による

人権侵害



　人身取引（トラフィッキング）ということをご存知でしょうか。

　人身取引とは、何らかの強制的な手段で、社会的・経済的に弱い立場にある人々を、別の国や場所に移動させ搾取することを言います。

　一般的に、送り出す国は貧しく、受入国は比較的裕福な国の場合がほとんどです。第三国を経由する場合や国内で取引される場合もあり、ほとんどの国が人身取引に何らかの係わりがあると考えられています。

　売春などの性的搾取、奴隷的な労働の使役、臓器の摘出などの目的のために、人間が、暴力、脅迫、誘拐、詐欺、権力の濫用などにより、売買される人身取引は、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、癒しがたい傷を負わすことから、重大な人権侵害であり、人道的な観点から、迅速な被害者の保護が求められています。

　また、人身取引は犯罪であり、さらなる被害者を生まないためにも、加害行為者や犯罪組織の取り締まりとともに、被害者が公的機関等に被害の申告をしやすい環境を整備することが重要です。

　日本は、人身取引被害者が最終的にたどりつく受入国のひとつであると、国際社会から批判を受けています。

　警視庁保安課の広報資料によりますと、平成２３年中の人身取引事犯は、検挙件数２５件、検挙人員３３名、被害者数２５名と報告されております。

　日本で保護された人身取引被害者の多くは女性で、「日本に行けば、高収入を得られる仕事がある」と甘い言葉に誘われて来日し、知らないうちに「渡航費用名目として」数百万円でスナック等の雇用主に売られ、更に、雇用主からいわれのない「借金」を背負わされ、脅しや暴力により売春行為などを強要されながら、日々監視されて外出を制限される環境の中で生活しています。

　ＩＬＯでは世界中に、被害者が常に２４５万人いると推計しています。

　人身取引の被害を拡大させないためには、人身取引の実態を知り、社会全体の問題として受け止めることが大切で、人身取引への無関心が、この犯罪を容易にしていると言われています。

　世界的な課題ではありますが、受入国のひとつであると批判されている日本人一人ひとりの正しい理解や認識が求められています。

　被害者らしい人を

　　　　見かけたら

　被害者が助けを

　　　　求めてきたら

　最寄りの警察署や入国管理局等へ、相談・連絡してください。

○入国管理局「広島」

　☎（０８２）２２１・４４１１

○ＮＧＯ人身取引女性相談センタ―

　（月～金１０時～１７時）

　☎０３・３３６８・８８５５

　☎（０４５）９１４・７００８

※ＩＬＯ（国際労働機関）

